ライトフィットネスhonoka 運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ハート＆クリエーション(以下「事業者」という。)が開設するライトフィットネスhonoka（以下「事業所」という。）が行う指定第一号通所事業の生活支援通所サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な生活支援通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の生活支援通所サービスの従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

３　生活支援通所サービスの実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業者は、その提供する生活支援通所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

５　前各項に規定するもののほか、「玉野市指定第１号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(令和3年3月24日玉野市告示第64号)」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　ライトフィットネスhonoka

二　所在地　玉野市明神町８番２８号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職　種	人　数	備　考
管理者	常勤１人	機能訓練指導員を兼務
生活支援職員	常勤換算１人以上	
機能訓練指導員	１人以上	１人は管理者を兼務

一　管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

ニ　生活支援員は、利用者に対して必要な日常生活上の世話、その他必要な援助を行う。

三　機能訓練指導員は、利用者の身体機能の評価、利用者及び利用者家族の意向の把握、個別機能訓練計画の作成、利用者の生活機能の維持・向上のための機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	営業時間		休業日
月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日	9：30～11：30	14：00～16：00	・土曜日、日曜日 ・１２月３０日～１月３日

（利用定員）

第６条　利用定員は午前・午後、各１５人とする。

（生活支援通所サービスの内容）

第７条　生活支援通所サービス内容は、次のとおりとし、身体介護サービスを行わないものとする。

主なサービス	生活支援通所サービス
1　排泄の誘導・介助	×
2　移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助	×
3　日常生活動作に関する訓練	○
4　レクリエーション	○
5　行事的活動	○
6　体操	○
7　筋力向上訓練	○
8　食事提供	×
9　食事介助（自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。）	×
10　入浴介助（入浴の介助又は清拭等を行う。）	×
11　送迎（利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。）	○
12　相談、助言（利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。）	○
13　その他利用者に対する便宜の提供	○

（利用料その他の費用の額）

第８条　生活支援通所サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村の定める額とし、当該生活支援通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村の定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前１項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一　入浴設備使用料　５００円。

二　おむつ代として、その実費。

三　その他生活支援通所サービスにおいて利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に同意（自署又は記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

通常実施地域：玉野市（石島を除く）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、生活支援通所サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　他の利用者が適切な生活支援通所サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

二　事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

三　その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　事業所の従業者は、現に生活支援通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　利用者に対する生活支援通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１３条　事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

２　事業所の管理者は、防火管理者を選任する。

３　防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

４　事業者は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年５月及び１０月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理に関する事項）

第１４条　事業所は、苦情を受け付けるための窓口の設置とその他の必要な措置を講ずるものとする。

一　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情相談

窓口を設置する。
二　苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい情報を把握する。
三　従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。
四　苦情の具体的内容、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

（虐待防止に関する事項）
第１５条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
二　事業所における虐待防止のための指針を整備する。
三　事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
四　前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）
第１６条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１７条　事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後３ヶ月以内
二　継続研修　　年１回
２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は介護保険法等の定めによるほか、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則　　この規程は、令和３年７月１日から施行する。

令和　６年　４月　１日　改正
令和　８年　４月　１日　改正